様式第七号（第十条の二関係）

許可番号０４６１１０６７０６８号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　鹿児島県鹿屋市朝日町７番２１号
氏　　名　　株式会社カナザワ
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　金沢幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大隅地域振興局長　永野義人

鹿児島県大隅地域振興局長印

許可の年月日　　令和　７年　１月１８日
許可の有効年月日　　令和１２年　１月１７日

１　事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ゴムくず，金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃油，廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。），ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。），紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，動物のふん尿

以上18種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６８番１
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃油，木くず，繊維くず
面積	57.6平方メートル
保管上限	79.56トン
積み上げることができる高さ	ー （屋内において保管するため）

所　　在　　地	鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番３
産業廃棄物の種類	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。），動植物性残さ，動物系固形不要物
面　　積	52.02平方メートル
保　管　上　限	114.62トン
積み上げることができる高さ	－ （屋内において保管するため）

所　　在　　地	鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番６
産業廃棄物の種類	ゴムくず，鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。），紙くず，動物のふん尿
面　　積	53.5平方メートル
保　管　上　限	62.04トン
積み上げることができる高さ	－ （屋内において保管するため）

所　　在　　地	鹿児島県鹿屋市東原町３２８７番２
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，鉱さい，ばいじん，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，動物のふん尿
面　　積	119.52平方メートル
保　管　上　限	173.06トン
積み上げることができる高さ	－ （屋内において保管するため）

所　　在　　地	鹿児島県鹿屋市串良町下小原字遠見ヶ岡３９６１番３
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，鉱さい，ばいじん，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，動物のふん尿
面　　積	119.52平方メートル
保　管　上　限	173.06トン
積み上げることができる高さ	－ （屋内において保管するため）

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成16年11月11日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番３」及び「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番６」を追加
更新許可	平成17年１月18日	
変更許可	平成17年３月２日	取り扱う産業廃棄物の種類に「動植物性残さ，動物系固形不要物」を追加
変更許可	平成18年12月５日	取り扱う産業廃棄物の種類に「燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，鉱さい，ばいじん，動物のふん尿」を追加
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６８番１」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「がれき類，汚泥，廃油，木くず」を追加，面積を「38.4平方メートル」から「57.6平方メートル」に，保管上限を「13.5トン」から「16.8トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番３」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「燃え殻，廃酸，廃アルカリ，ばいじん，動植物性残さ，動物系固形不要物」を追加し「がれき類」を削除，面積を「46.2平方メートル」から「52平方メートル」に，保管上限を「42.5トン」から「30.8トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番６」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「鉱さい，動物のふん尿」を追加し「木くず」を削除，面積を「76.5平方メートル」から「53.5平方メートル」に，保管上限を「66トン」から「14トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町２２６６番１」及び「鹿児島県鹿屋市東原町３２８７番２」を追加

変更届出	平成22年１月12日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６８番１」の保管上限を「16.8トン」から「79.56トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番３」の面積を「52平方メートル」から「52.02平方メートル」に，保管上限を「30.8トン」から「114.62トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番６」の保管上限を「14トン」から「62.04トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町２２６６番１」の面積を「120.96平方メートル」から「119.52平方メートル」に，保管上限を「61.6トン」から「173.06トン」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市東原町３２８７番２」の面積を「144平方メートル」から「119.52平方メートル」に，保管上限を「61.6トン」から「173.06トン」に変更
更新許可	平成22年１月18日	
更新許可	平成27年１月18日	

変更届出	平成30年１月11日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「鉱さい」を「鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６８番１」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更し，「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を追加
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番３」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更し，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を追加
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町３５６９番６」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「鉱さい」を「鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
		積替保管場所「鹿児島県鹿屋市東原町３２８７番２」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更

更新許可	令和２年１月18日	
変更届出	令和６年12月26日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下祓川町２２６６番１」を削除
更新許可	令和７年１月18日	

５　鹿児島市の積替え許可の有無　　有・(無)

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無